

告 示

埼玉県告示第六百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により都市計画に関する公聴会を開催するので、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第三条第一項の規定により告示する。

令和八年十月二日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部市街地整備課

電話 ○四八―八三〇―五三八六

ロ 当該都市計画区域に係る市町村の都市計画主管課

番号		一
都市計画 区域名		入間
市町村名		入間市
都市計画の 種類及び名称		「都市再開発 の方針」
公 聴 会	期日及び時間	令和八年十一 月六日午前十 時から
	場 所	入間市産 業文化セ ンターB 棟二階研 修室
公述申出書	提出期間	令和八年十 月二日から 十月十六日 まで
	提 出 先	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県飯能県 土整備事務 所、入間市都 市整備部都 市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	令和八年十月 二日から十月 十六日まで
	閲覧場所	埼玉県都市 整備部市街 地整備課、埼 玉県飯能県 土整備事務 所、入間市都 市整備部都 市計画課

公 述 申 出 書

年 月 日付け埼玉県報に登載された〇〇都市計画の〇〇の構想
に対して、公聴会において次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

連絡先（電話番号）

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙とおり

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) 楷書で、横書きにしてください。